

男鹿市企業管理規程第1号

男鹿市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月25日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程
男鹿市企業職員の給与に関する規程（平成17年男鹿市企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表第4（第4条関係） 企業職給料表(1)初任給基準表				別表第4（第4条関係） 企業職給料表(1)初任給基準表			
試験		学歴免許等	初任給	試験		学歴免許等	初任給
正規の試験	大学卒業程度		<u>1級29号給</u>	正規の試験	大学卒業程度		<u>1級25号給</u>
	短大卒業程度		<u>1級19号給</u>		短大卒業程度		<u>1級15号給</u>
	高校卒業程度		<u>1級9号給</u>		高校卒業程度		<u>1級5号給</u>
その他		高校卒	<u>1級5号給</u>	その他		高校卒	<u>1級1号給</u>
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。							

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。